

外国人(嫡子)・日本国籍留保

# 出生届

平成 年 月 日 届出 第 号

受理 平成 年 月 日 第 号

戸籍調査	記載調査	調査票	附票	住民票	通	知
やまもと	みやま	みやま	みやま	みやま	みやま	みやま
氏名	山本	美雪	子	出	子	(長男)
続柄	続柄	続柄	続柄	続柄	続柄	続柄

(1) 生まれた子  
 (2) 生まれたとき  
 平成 16 年 6 月 6 日 午前 10 時 15 分  
 香港山頂加列山道41号  
 香港跑馬地白建時道33号嘉盛台1座9階A室

(3) 住 所  
 世帯主の氏名 ショーン・ブランドン  
 父 ショーン・ブランドン 母 山本 富士子  
 西曆 1968 年 7 月 7 日 (満 26 歳) 昭和 47 年 8 月 8 日 (満 22 歳)  
 東京都港区芝公園 2丁目 11 番地 (香港)

(4) 本 籍 及 び 籍 貫  
 単頭首の氏名 山本 富士子 父の国籍 イギリス 母の国籍 日本  
 平成 12 年 10 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めるとき)のうちの早いほうを書いてください

(5) 同 居 を 始 め た と き  
 子が生まれたとき 父母の職業  
 子が生まれたとき 父母の職業  
 同居を始めたとき 父母の職業

(6) 父 母 の 職 業  
 父の職業 母の職業  
 日本国籍を留保する 署名 山本 富士子 (印)

(7) 同 然 生 証 明 書 (和 訳 付) 添 付  
 同然生証明書 (コエ「Emma Miyuki」とあるが、「美雪」とのみ届け出た子。  
 香港特別行政区政府発行の出生証明書 (和訳付) 添付

(8) 居 住 地  
 住所 香港跑馬地白建時道33号嘉盛台1座9階A室  
 本籍 東京都港区芝公園 2丁目 11 番地 単頭首の氏名 山本 富士子  
 署名 山本 富士子 (印) 昭和 47 年 8 月 8 日 出生

届出人の連絡先及び電話番号

## 記入の注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。また鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 子が生まれた日からかぞえて3か月以内に出生地の大使館または、(総)領事館に出してください。
- 外国で生まれ、出生によって外国の国籍をも取得した子については、外国の国籍を留保しようとするときは、3か月以内に届出を行わないと受理できません。りますので、届出が遅れないよう特に注意してください。この場合は、必ず父か母(又は子の法定代理人)が届出人となる(又はその他欄の「日本国籍を留保する」欄に署名してください)。
- 子の名は常用漢字、人名用漢字、かな、ひらがなで書いてください。
- にはあてはまるものに○のようにしてをつけてください。
- 生まれたところは、生まれたときにも戸籍に書かれますので、くわしく国名から番地まで書いてください。
- なお、日本人父または母については本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書いてください。
- 父の国籍と母の国籍をそれぞれ書いてください。
- 子の父または母がまだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられず、「その他」欄に希望する本籍を書いてください。
- 届書は2通(新しい戸籍がつくられる場合に今までの別市区町村につくりたいときは3通)出してください。
- 日本国籍を留保し重国籍となった者は22才までに日本国籍を選択し、外国籍を放棄する旨の重言を行わないと日本国籍を喪失することがありますので、注意してください。

## 出生証明書について

出生を証する書面としては、原則として外国官公署の発行する出生登録証明書添えて出してください。ただし、医師の作成した出生証明書であっても差し支えありません。外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。なお、医師が日本語で記入することができるときは、下記の出生証明書を併せて提出して差し支えありません。

## 出生証明書

子の氏名	男女の別	1男 2女
生まれたとき	午前 午後	時 分
出生したところ	出生した場所	1病院 2診療所 3助産所 4自宅 5その他
出生したとき	出生した場所	出生したところ
その種別	出生したとき	出生した場所
体重及び身長	胎重	身長
単胎 多胎の別	1単胎 2多胎 (子中第 子)	セクストル
母の氏名	妊娠週数	週 日
この母の出産した子の数	出生子 (この出生子及び出生後に死亡した子を含む) 死産児 (妊娠満22週以後)	人 胎
1 医師 (住所)	上記のとおり証明する。	平成 年 月 日
2 助産婦		番地 番号
3 その他 (氏名)		印

## 出生証明書記入の注意

- 夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。
- 出生証明書(1)欄の体重及び身長は、立会者が医師又は助産婦以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。
- 出生証明書(14)欄のこの母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。
- この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産婦とともに立会った場合には医師が書くように1.2.3.の順序に従って書いてください。